

とかをはじめとして、さまざまのどちらかという難しい説明がなされていた。そのためか、その基本性格をめぐって誤解や無理解が残ってしまった、年金をめぐる議論はともすれば混乱しがちであった。

今回の基本的合意において「年金は一つのパイを現役とOBとでどう分けあうかについてのルールを定めるもの」となった。説明は従来と比較すると、ずいぶん簡潔かつ明快である。OBには品位の保てるような生活をしてもらいたい。一方、現役は勤労や努力がそれなりに報われるような分け前を享受してよい。このような二つの願いを同時にかなえるルールを定めるのが年金制度である。

このようなルールは政治的にも経済的にも長期的にみて安定したものでなければならぬ。しかるに従来ルールはどちらかというアドホックに決められ、政治的恣意のおよぶ余地が大きかった。これを安定的なものにするにはどうしたらよいか、この点をめぐって議論が交わされたのである。その結果として集約された内容は、標準年金(四、五年加入者)——日本の四〇年加入より期間が長いことに注意)の水準を現役手取り賃金の七〇%に定める、というもの

であった。そして、その水準は受給開始後、死亡するまで実質的に変えない、としたのである。

七〇%水準はもっぱら既存制度からの円滑な移行に配慮したものであり、その水準が妥当であるか否かについての議論はほとんど展開されなかったようである。水準設定に関する新機軸はむしろベースを税・社会保険料込みのグロス賃金から、それを控除した後のネット賃金に切りかえた点に求められよう。この点は、賃金の再評価およびスライド方法に直接に関係している。

ネットベースへの切りかえ

旧西ドイツでは一九五七年以降、年金は基本的に賃金でスライドされてきた。一部の例外的な年次を除くと、年金は実際に毎年、賃金でスライドされてきたのである。そのさい指標として選択されたのは税・社会保険料込みの平均賃金であった。

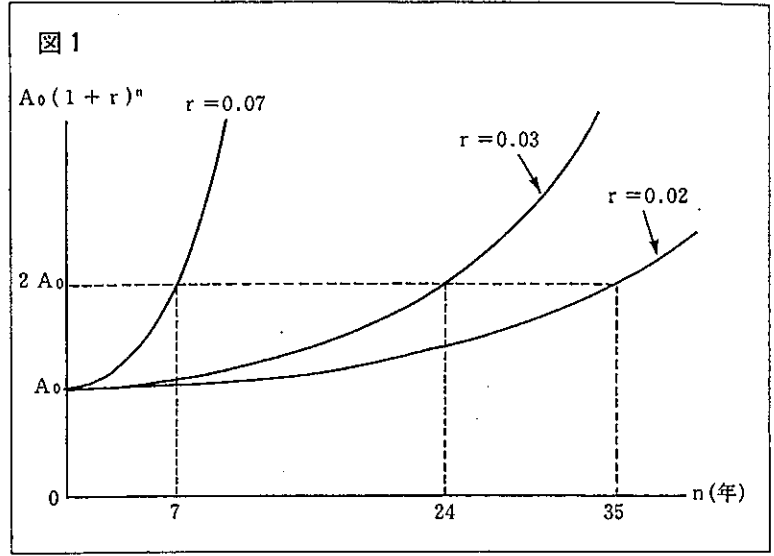
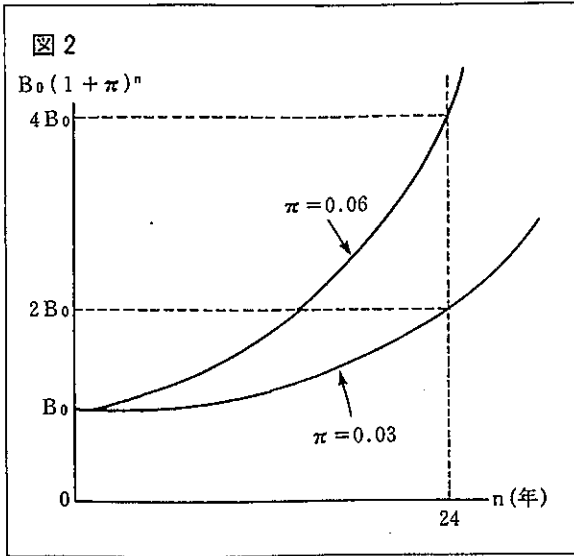
この指標には次のような問題があった。すなわち現役サラリーマンの税・社会保険料負担が実質的に増大すると、手取り収入は年金受給者であるOBの方が現役より伸びが大き

くなってしまふという点である。実際、四五年加入の標準的な年金受給者を想定すると、賃金に対する年金の割合はネットベースで六〇%(一九六二年)、六五%(一九六九年)、七〇%(八一年)と一貫して上昇してきた。年金は現役とOBの間でパイをどう分けるかについてのルールを定めるものである。従来ルールのもとでは、高齢化がさらに進んでOBの生活を支えるための税負担や社会保険料負担が増大すれば、実質的な生活水準はOBの方が現役よりも改善スピードが速いということになってしまふ。その結果、一人ひとりに着目したパイの切り方も変わり、現役よりOBの方が徐々に有利になっていく。高齢化のコストはいわば現役だけで負担することになり、公平であるとはいえない。

議論のなかで、OBも現役と並んで等しく高齢化のコストを負担しあうべきではないかという意見が大勢をしめることになり、従来の賃金再評価・スライド指標が見直されることになったのである。ネットベースへの切りかえ——これが、その内容であった。現役の手取り賃金が増大したら、その分だけ年金も改善する。経済成長の成果は現役もOBも等しく享受しあう。一方、税負担や社会

保険料の増大で現役の手取り賃金があまりふえない場合には、たとえ現役の税込み賃金が大きく増大したとしても年金の改善分は現役の手取り賃金の上昇分にとどめるといっているのである。いわば、楽しみも苦しみも等分に分かちあう。これが同じ船に乗り合わせた者にとって公平なパイの分け方ではないかとしたのである。

この考え方は一九九二年の七月から採用され、実施された。現役の平均賃金が九〇年から九一年にかけて税込みで六・一%上昇したので、従来だったら、この六・一%のスライド実施となつたはずである。ところが九一年には失業率の増大をうけて社会保険料が引き上げられ、また東西ドイツの統合にもなつて所得税・住民税負担も増大した。結果として税・社会保険料を控除した現役の平均賃金は三・一%しかふえなかった。そこで九二年七月からの年金スライド率は二・九%(年金給付から健康保険料を控除した後のネット・スライド分は三・一%——すなわちこの間に年金受給者の健康保険料率は若干引き下げられた)に決められたのである。従来のスライド率と比較すると三・二%のスライド・ダウンで



長期間を念頭におくと、きわめて強力な財政効果を発揮することになる。この点を次に説明しておきたい。

定期預金で利子が年七%だと一〇年で金額（元利合計）が二倍になる。この話をどこかで聞いた者は多いだろう。年一%だと、どうか。二五年で二倍になる。では三%ではどうかという二四年かかる（図1参照）。

この話から推論してみよう。年六%でスライドしていくケースと年三%でスライドしていくケースを比較すると、差が三%あるから大ざっぱ

ある。

このように新制度のもとでは、高齢化がいかに進んでもネットベースでみた現役とOBの所得バランスは一定のまま維持されることになる。

このネットベースへの切りかえにより年金財政を永遠に安定させる自動調整機構が制度内に組みこまれたことになり、年金の将来は安泰となった。

ネットスライドは財政対策の「切り札」になる

年間二・二%のスライド・ダウンは一年間だけみると一見、財政効果は小さいようにみえる。しかし

もう一つの基本的改革事項は支給開始年齢に関するものであった。この点に関する基本的合意は次のとおりである。すなわち支給開始年齢については従来の弾力的取扱いを改め、重度障害者・坑夫をのぞき通常基準年齢の六五歳に統一する。調整は二〇〇一年から開始し、長期加入男子の場合（従来は六三歳）には二〇〇八年まで、失業者・女子の場合（従来六〇歳）には二〇一七年まで、そ

にいうと二四年後には年金の名目額に実には二倍の差がついていることになる（図2参照）。賃金再評価・スライドの指標をネットベースに切りかえると長期的に多大な財政効果が期待できることは、このような例からもご理解いただけないだろうか。

現に旧西ドイツでも、ネットスライドへの切りかえによって二〇四〇年時点における年金支出が全体として一六%ほど縮減すると期待されている（W・シュメール「ドイツ一九九二年年金制度改正について」『文研論集』一〇一号、一九九二年、生命保険文化研究所 参照）。

支給開始年齢の引上げ

——そのオモテとウラ

受給期間は中高年の場合には二年間であり、それなりに長い。五五歳前後で失業した者が復職する可能性はきわめて薄く、失業給付が切れた後はミーンズ・テストつきの失業手当でつなぐケースが圧倒的に多い。この失業保険・失業手当の制度も基本的に変わらない。障害年金受給グループや失業者は年金改革の影響をほとんど受けないことになる。

では、その他の一般サラリーマンはどうか。旧西ドイツにも「休息する権利」思想が普及し、一定期間働

れぞれ経過期間を設けて六五歳とする。六五歳への引上げは一カ月単位で行う。ただし六二歳から繰上げ減額年金を選択できるものとする（減額は繰上げ一カ月につき〇・三%であり、六二歳受給開始の場合は一〇・八%減額とする）。また新たに六五歳未満の者を対象とした部分年金制度を創設する。以上である。

この支給開始年齢の引上げを額面どおり受けとれるだろうか。ドイツは世界で最も早期退職が進んだ国の一つである。今でも男子ブルーカラーの四〇%以上が五二歳前後に退職し障害年金の受給者となっている。

その障害年金には改革のメスをまったく入れていない。また失業保険の受給期間は中高年の場合には二年間であり、それなりに長い。五五歳前後で失業した者が復職する可能性はきわめて薄く、失業給付が切れた後はミーンズ・テストつきの失業手当でつなぐケースが圧倒的に多い。この失業保険・失業手当の制度も基本的に変わらない。障害年金受給グループや失業者は年金改革の影響をほとんど受けないことになる。

いて老齢に達した者は、もはや護ることのできない権利の一つとして「休息する権利」を享受している。この権利は豊かな社会の証にはかならない。

年金の支給開始年齢を六五歳に引き上げたからといって、ドイツにおける普通のサラリーマンが六五歳まで働くことを期待している者は少ない。むしろ六二歳から一〇%強だけ減額された年金を受けける者が多数派になる。そう考えてよいだろう。そうであるとするれば表向きでは「支給開始年齢の引上げ」といつているが、その実態は「給付水準の調整」にある。現に減額率をどうするかという問題は旧西ドイツで大問題になった。保険数理的減額率にこだわらず政策的判断をくわえて減額率を決めた背景には、このような事実があったのである。政策的判断を加えないかぎり事前合意は容易でなかったと思われる。

アメリカとイタリアの場合

アメリカではすでに一九八三年において支給開始年齢の引上げ問題で「年金水準を受給可能レベルへ調整

する」という形で実質的に解決した。すなわち二〇〇三年から支給開始年齢の調整に着手し、二〇二七年には法定年齢を六七歳にすることを決めたが、六二歳からの繰上げ減額支給制度は残したままである。ただし六二歳受給開始者の年金減額率を現行の二〇%から三〇%に変えるところである。六二歳受給開始者にとつては給付の実質切下げであった。それにもかかわらず六二歳受給開始者が多数派である点は現在も将来もあまり変わらない。これがアメリカにおける労働経済学者の共通理解である。

支給開始年齢の引上げは額面と実態がどうやら違うと考えた方がよさそうだ。最近、イタリアの年金改革について話を聞く機会を得たが、その際にもこの感を強くした。イタリアでは年金改革の必要性が何回となく指摘され、政府から改革案がそのたびごとに示されたが、小党分立・年金制度分立という状況下で年金改革は一向に進まなかった。その年金改革が昨年（一九九二年）の末にようやく断行されることになった。改革内容は多岐にわたっているものの、柱としておかれたのは支給開始年齢の引上げである。すなわち将来にも

けて支給開始年齢を男女とも五歳ずつ引き上げることが決定された。男子は六五歳、女子は六〇歳にするというのである。

これだけを聞くとイタリアもついに支給開始年齢の引上げに成功したか、ということになるものの、どうやらこの話にもウラがあるようである（以下の話はO.Castellino, "Public Pensions Reform in Italy" 未定稿、一九九三年三月、による）。

イタリアには三五年間保険料を収めた者は何歳からでも減額なしの満額年金を受給できるという「満期年金」(seniority Pension) の制度がある。支給開始年齢が引き上げられても、この満期年金の制度は存続することになった。その場合、二〇歳前後から働きはじめた者にとつて支給開始に関する法定年齢の引上げは事実上、あまり意味をもたない。法定年齢の引上げはイタリアでも形式だけにすぎないことになる。

支給開始年齢の引上げは、このように各国とも一筋縄ではいかない問題のようである。個人や企業の意向とどう調和させるかがポイントであり、実質的にはあまり無理のできない問題である。

基礎年金の骨格を変えるような改

革は今回はしないということになると、さらに手足はしばられることになる。政策的配慮をくわえた減額年金の提案で妥協を図ることが事実上困難になるからである。六〇歳代前半層の受給する年金は厚生年金本体とは別建てにし、「繰上げ減額年金」とはいわれない別の年金を用意して関係者の合意を図るしかないだろう。

おわりに

旧西ドイツの一九九二年年金改革法ではここで紹介した以外にも、部分年金の創設あるいは子育てや介護に対する年金制度からの支援、さらには国庫負担のあり方等をめぐって非常に興味深い改革が実施に移された。旧西ドイツの年金改革に学ぶべき点は実に多い。

日本でも旧西ドイツの貴重な経験から将来を生きぬく知恵が学びとられ、関係者の広範な合意のもとに今回の年金改革が理性的に進められることを願ってやまない。

参考文献

高山憲之『年金改革の構想』日本経済新聞社、一九九二年。

